

2004年4月14日

首相の靖国神社参拝および参拝続行発言に反対する声明

日本バプテスト連盟理事会
理事長 平良 仁志

小泉首相が2001年8月13日に行なった靖国神社参拝は、内閣総理大臣としての職務行為で、憲法20条3項が禁止する宗教的活動にあたり、政教分離規定違反であるとの明確な判決が4月7日、福岡地裁から出された。判決は「憲法上の問題、国民や諸外国から批判がありうることを十分に知りながら、あえて自分の信念や政治的な意図で参拝を行なった」ことも指摘している。

福岡地裁の判決は、「原告の信教の自由を侵害したもとはいえない」など今後の課題は残したが、きわめて妥当なものであり、新たな戦前かと不安を覚えるこのような時代の中で、この判決を行なった裁判官の良識と勇気を高く評価し、感謝したい。小泉首相は靖国神社参拝を中止すべきである。

しかしながら、判決後も、小泉首相は「憲法違反ではないと確信している。他の神社にも参拝し、内閣総理大臣と書いているのに、どうして靖国参拝だけがめられるのか。」「伊勢神宮にも参拝しているが、憲法違反とは聞かない。」「今後も、個人的心情に基づいて参拝は続ける。」などと語ったと報道されている。

靖国神社は、戦前、神権天皇制の下、国家神道の要・陸海軍の宗教施設としてアジア侵略・軍国主義の精神的支柱という役割を果たしたという歴史をもっており、他の神社や宗教施設参拝と簡単には同列に論じられないが、小泉氏が神社に限らず、仮に寺院やキリスト教会にでも、内閣総理大臣として出席するならば、それは憲法違反であるし、教会はそういう形での出席を受け入れない。首相或いは「国及びその機関として」なされる伊勢神宮参拝も憲法違反である。

判決が指摘するように小泉首相の四回にわたる靖国参拝は、就任以前からの公約に基づいた「政治的意図」でなされたものであるが、もし仮に純粋に「個人的心情に基づき」、しかもそれに見合った形で「私的参拝」されるのであれば、それは個人「小泉純一郎」氏の信教の自由であり、私達は反対しない。

歴史をひもとけば、国家や政治権力は、戦争などの悪しきことをはじめるとき、しばしば教育と宗教を利用してきた。教育現場での「君が代・日の丸」の強制、一連の「ヤスクニ問題」などが引き起こされることとあいまって、ついに憲法違反であるイラク派兵も強行され、わが国は、再び、戦争のできる国になりつつある。一部に、既にイラク派兵自衛隊員が、遺書をしたため、派兵前に靖国神社に参拝していることなども報道されている。自衛隊員も誰も殺されてはならない、殺してもならない。「平和をつくりだす者はさいわいである」と教えられたキリストを信じる者・教会として、いかなる武力・暴力も認めることはできない。当然、それらの極みでしかない戦争への巧妙な形での国の参加を認めることはできない。自衛隊をイラクから即時撤退させるべきである。

信教の自由・政教分離は様々な人権や平和の防波堤であるから、いささかでも侵される時、その他の様々な人権も言葉巧みに侵害されていき、やがて、平和が破壊されていく。防波堤の破れは微小に見えても、気づいた者が補修していく責任がある。

政治の側の宗教利用だけでなく、宗教の側も政治権力に擦り寄り、迎合、癒着し、それによって、双方の墮落が始まっていったし、常にその誘惑はある。キリスト教の歴史も例外ではない。その反省にたつと同時に、特に信教の自由・政教分離原則を重要な信仰的主張としてきたバプテストとして、この問題には特に敏感でありたい。

改めて、ここに首相の靖国神社公式参拝および参拝続行発言に強く反対の意を表明する。